

第81回国民スポーツ大会におけるデモンストレーションスポーツについて

1 デモンストレーションスポーツとは

生涯スポーツの振興を主な目的とし、正式競技、特別競技、公開競技以外のもので、県民の誰もが参加することのできる競技・レクリエーションのこと。（以下「デモスポ」という。）

2 目的

- (1) デモスポの実施により、県民の大会への参加機会をより多く設けるとともに、県民一人ひとりがスポーツを通じた健康増進や生きがいづくりに取り組み、スポーツの喜びや楽しさを享受できる大会を目指す。
- (2) デモスポへの参加を通じて、世代間や地域間の交流の輪を広げ、スポーツの拠点づくりや地域活性化、スポーツ文化の醸成、さらには「スポーツランドみやざき」の全県展開などに取り組み、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりを目指す。

3 実施基準

(1) 実施対象

原則として開催地都道府県体育（スポーツ）協会加盟団体の競技であること。これ以外の競技を実施する場合は、開催地都道府県の特性を生かしたもの、あるいは開催地都道府県民のスポーツの推進のため重点的に実施されているもので、いずれも当該都道府県体育（スポーツ）協会の推薦のものとする。なお、正式競技、公開競技の開催に支障のない範囲で実施しなければならない。

(2) 運営

開催地都道府県競技団体が主管する。

※市町村、市町村スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ等が主管団体としての開催も可能

(3) 参加者の範囲

原則として、開催地都道府県内に在住している者とする。

(4) 実施時期

当該大会開催年度の4月1日以降、大会の会期内で開催（国スポ開・閉会式の期日は除く）

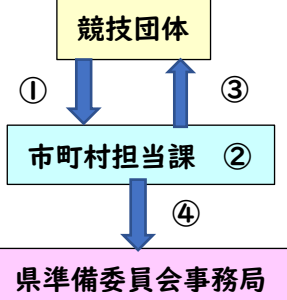
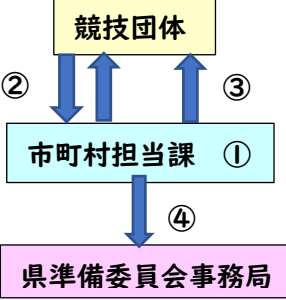
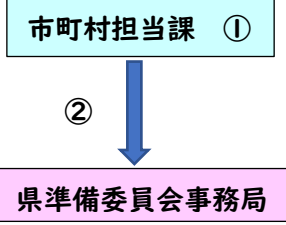
(5) 実施日数

原則として1日

4 留意点

- (1) 市町村が現在実施している競技会やイベント等をデモンストレーションスポーツとして実施することができる。

5 応募方法

(1) 競技団体が開催を希望する場合	(2) 市町村が開催を希望する場合（主管する競技団体がある場合）	(3) 市町村が開催を希望する場合（主管する競技団体がない場合：市町村スポーツ推進委員協議会等）
		
<p>①市町村へ開催要請 ②市町村内で検討 ③競技団体へ開催可否の回答 ④開催可の場合、市町村は「開催希望申請書」に「競技団体調書」を添えて応募する。 ※「競技団体調書」は、市町村が求めるタイミングで作成。</p>	<p>①市町村で検討 必要に応じ、市町村体（スポ）協、推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ等と相談 ②競技団体と開催について協議 ③競技団体へ開催について態度決定内容を連絡 ④開催する場合、市町村は「開催希望申請書」に「競技団体調書」を添えて応募する。 ※「競技団体調書」は、市町村が求めるタイミングで作成。</p>	<p>①市町村で検討 必要に応じ、市町村体（スポ）協、推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ等と相談 ②市町村が「開催希望申請書」及び「競技団体調書」を作成し、応募する。 ※「競技団体調書」は、記入可能な部分のみを記入。</p>

6 その他（国民スポーツ大会実施競技の比較）

	正式競技（37 競技）	特別競技（1 競技）	公開競技（7 競技）	デモンストレーションスポーツ
実施競技	毎年実施 36 競技 隔年実施 1 競技 ※天皇杯・皇后杯対象	・高校野球	綱引き、ゲートボール、 武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック	○正式・特別・公開競技以外の県スポーツ協会加盟団体競技 ○県スポーツ協会の推薦する競技・レクリエーション
開催	必須		任意	任意
目的	競技力の向上		生涯スポーツの振興	生涯スポーツの振興
参加者	都道府県選手団		全国から参加可能	県内居住者
競技運営	（公財）日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村	（公財）日本高等学校野球連盟、会場地市町村	当該中央競技団体	※県競技団体等が主管
決定時期		本大会開催 5 年前 （開催内定時）		本大会開催 3 年前 （開催決定時）

※市町村、市町村スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ等が主管団体としての開催も可能